



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 条例

- *40 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課) 2
- *41 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (〃) 5

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。その主な内容は、次のとおりです。

(1) 軽油引取税

ア 特約業者及び元売業者以外の者が製造した軽油を自ら消費し、若しくは他の者に譲渡した場合又は特約業者若しくは元売業者が軽油を自ら消費した場合における軽油引取税の課税について、課税標準から既に軽油引取税等が課された軽油等の数量を控除することを明確にすることとしました。(第 5 8 条関係)

イ 鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供する免税軽油の引取りを行った特例対象事業者が、当該引取りに係る軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合(鉄道用車両又は軌道用車両の燃料タンク内において製造を行う場合に限る。)には、製造の報告の特例措置を講ずることとしました。(附則第 1 9 項の 2 及び第 1 9 項の 3 関係)

(2) 自動車税

ア 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用のバスについて、環境性能割を非課税とする措置の適用期限を令和 9 年 3 月 3 1 日まで延長することとしました。(附則第 1 5 項関係)

イ 一定のバリアフリー性能を有する路線バス等で初回新規登録を受けるものについて、当該路線バス等の取得が一定の期間までに行われたときに限り、通常の取得価額から一定の額を控除する環境性能割の課税標準の特例措置に係る適用期限を令和 9 年 3 月 3 1 日まで延長することとしました。(附則第 1 5 項の 6 ～第 1 5 項の 8 関係)

ウ 衝突被害軽減制動制御装置を装備した一定の自動車に初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が一定の期間までに行われたときに限り、通常の取得価額から一定の額を控除する環境性能割の課税標準の特例措置に係る適用期限を令和 9 年 3 月 3 1 日まで延長することとしました。(附則第 1 5 項の 9 関係)

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な改正内容は、次のとおりです。

- (1) 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正 (第 1 条関係)
- 事業税、不動産取得税及び県固定資産税に係る不均一課税の特別措置の適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで延長するとともに、不動産取得税の税率の特別措置を令和 9 年 3 月 31 日まで延長するほか、所要の改正を行うこととしました。(第 2 条、第 2 条の 2 及び附則第 2 項関係)
- (2) 和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部改正 (第 2 条関係)
- 県税の特別措置の適用期限を令和 10 年 3 月 31 日まで延長することとしました。(第 2 条関係)
- 2 施行期日
- 令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第40号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例 (昭和25年和歌山県条例第37号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(軽油引取税のみなす課税) 第58条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第1項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量 (第1号又は第2号の場合にあっては、<u>当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第5号の場合にあっては、法第144条の32第1項第1号又は第2号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。)</u>を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。 (1)～(6) 略 2～4 略 附 則 (自動車税の環境性能割の非課税) 15 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして規則で定めるものの運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和 9 年 3 月31日までに行われたときに限り	(軽油引取税のみなす課税) 第58条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第1項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。 (1)～(6) 略 2～4 略 附 則 (自動車税の環境性能割の非課税) 15 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして規則で定めるものの運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和 7 年 3 月31日までに行われたときに限り

、第59条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

15の2 略

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)
15の6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で最初の第60条第3項に規定する新規登録(次項から附則第15項の9まで及び附則第16項から附則第16項の4までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から1,000万円を控除して得た額とする。

(1)・(2) 略

15の7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から650万円(乗車定員30人以上の附則第15項の7に規定する路線バス等のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので施行規則で定めるものに限る。)にあっては800万円とし、乗車定員30人未満の附則第15項の7に規定する路線バス等にあっては200万円とする。)を控除して得た額とする。

(1)・(2) 略

15の8 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。)」から100万円を控除して得た額とする。

(1)～(3) 略

、第59条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

15の2 略

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)
15の6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で最初の第60条第3項に規定する新規登録(次項から附則第15項の11まで及び附則第16項から附則第16項の4までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から1,000万円を控除して得た額とする。

(1)・(2) 略

15の7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から650万円(乗車定員30人以上の附則第15項の7に規定する路線バス等のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので施行規則で定めるものに限る。)にあっては800万円とし、乗車定員30人未満の附則第15項の7に規定する路線バス等にあっては200万円とする。)を控除して得た額とする。

(1)・(2) 略

15の8 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から100万円を控除して得た額とする。

(1)～(3) 略

15の9 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項及び附則第15項の11において同じ。)が8トンを超えるトラック(施行規則で定める被けん引自動車を除く。次項及び附則第15項の11において同じ。)であって、同法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとし

て定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同条第 1 項の規定により令和 7 年 9 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び附則第 15 項の 11 において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（附則第 15 項の 11 において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第 64 条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和 6 年 4 月 30 日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から 350 万円を控除して得た額」とする。

15の10 車両総重量が 8 トンを超えるトラックであって、道路運送車両法第 41 条第 1 項の規定により令和 4 年 5 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、側方衝突警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第 64 条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和 6 年 4 月 30 日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から 175 万円を控除して得た額」とする。

15の9 乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）又は車両総重量（道路運送車両法第 40 条第 3 号に規定する車両総重量をいう。）が 3.5 トンを超えるトラック（施行規則で定める被けん引自動車を除く。）であって、同法第 41 条第 1 項の規定により令和 7 年 9 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるものに適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第 64 条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和 9 年 3 月 31 日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から 175 万円を控除して得た額」とする。

15の10 略

19 略

（軽油引取税の製造の報告の特例）

19の2 法附則第 12 条の 2 の 7 の 2 第 1 項の規定の適用を受けて製造を行った炭化水素油（第 57 条第 3 項に規定する炭化水素油をいう。）が軽油である場合には、第 58 条の 23 第 2 項の規定は、適用しない。

19の3 法附則第 12 条の 2 の 7 の 2 第 3 項の規定による届出をした特例対象事業者（法附則第 12 条の 2 の 7 第 9 項に規定する特例対象事業者をいう。）に係る附則第 19 項において準用する第 58 条の 15 第 1 項の規定の適用については、同項

15の11 乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）又は車両総重量が 3.5 トンを超えるトラックであって、道路運送車両法第 41 条第 1 項の規定により令和 7 年 9 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第 64 条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和 7 年 3 月 31 日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から 175 万円を控除して得た額」とする。

15の12 略

19 略

中「第16号の30様式」とあるのは「第16号の30の3様式」と、「第8条の39」とあるのは「附則第4条の8の2第7項の規定により読み替えられた施行規則第8条の39」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(軽油引取税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の和歌山県税条例第58条第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

3 令和 6 年 4 月 30 日までに取得されたこの条例による改正前の和歌山県税条例附則第15項の 9 及び第15項の10に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令 和 7 年 3 月 3 1 日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県条例第41号

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第 1 条 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和62年和歌山県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(事業税の不均一課税) 第 2 条 半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 7 年自治省令第16号）第 1 条第 1 号に規定する認定産業振興促進計画に記載された計画期間（以下「計画期間」という。）の初日から令和 9 年 3 月 31 日までの間（当該計画期間の末日が同月 31 日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第 2 条第 1 項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月 31 日前に法第 9 条の 7 第 1 項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第 9 条の 5 第 1 項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）に、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第 4 項の表の第 2 号又は第45条第 3 項の表の第 2 号の規定の	(事業税の不均一課税) 第 2 条 半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 7 年自治省令第16号）第 1 条第 1 号に規定する認定産業振興促進計画に記載された計画期間（以下「計画期間」という。）の初日から令和 7 年 3 月 31 日までの間（当該計画期間の末日が同月 31 日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第 2 条第 1 項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月 31 日前に法第 9 条の 7 第 1 項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第 9 条の 5 第 1 項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）に、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第 4 項の表の第 2 号又は第45条第 3 項の表の第 2 号の規定の

適用を受ける法第17条に掲げる事業の用に供する施設又は設備（租税特別措置法第12条第4項の表の第1号の上欄又は第45条第3項の表の第1号の上欄に掲げる地区内において営む当該事業の用に供する施設又は設備を除く。）であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（次条第1項において「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得（和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。）第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税の税率は、県税条例第39条又は第42条の2の7の規定にかかわらず、別表の左欄に掲げる年度の区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる税率とする。

(1) 略

(2) 法第17条第2号又は第4号に掲げる事業（同号に掲げる事業にあつては、当該認定産業振興促進計画に記載された法第9条の2第2項第1号に掲げる計画区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料とするものに限る。） 500万円以上のも

第2条の2 前条の当該特別償却設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。

(1) その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。））、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合 県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得×（当該特別償却設備に係る固定資産の価額／当該特別償却設備設置者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては当該固定資産の価額のうち法第17条各号に掲げる事業の用に供する施設又は設備に係る固定資産の価額））

(2) 前号以外の場合 県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は年に係る所得×（当該特別償却設備に係る従業者の数／当該特別償却設備設置者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数）

2・3 略

附 則

2 平成20年4月1日から令和9年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第42条の16」とあるのは「県税条例第42条の16及び同条例附則第10項の3」と、「100分の0.4」とあるのは「この条の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率に10分の1を乗じて得た率」とする。

適用を受ける法第17条に掲げる事業の用に供する施設又は設備（租税特別措置法第12条第4項の表の第1号の上欄又は第45条第3項の表の第1号の上欄に掲げる地区内において営む当該事業の用に供する施設又は設備を除く。）であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。）第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税の税率は、県税条例第39条又は第42条の2の7の規定にかかわらず、別表の左欄に掲げる年度の区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる税率とする。

(1) 略

(2) 法第17条第2号から第4号までに掲げる事業（同条第4号に掲げる事業にあつては、当該認定産業振興促進計画に記載された法第9条の2第2項第1号に掲げる計画区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料とするものに限る。） 500万円以上のも

第2条の2 前条の当該設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。

(1) その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号において同じ。））、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合 県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得金額×（当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額／当該設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては当該固定資産の価額のうち法第17条各号に掲げる事業用の設備に係る固定資産の価額））

(2) 前号以外の場合 県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額×（当該新設し、又は増設した設備に係る従業者の数／当該設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数）

2・3 略

附 則

2 平成20年4月1日から令和7年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第42条の16」とあるのは「県税条例第42条の16及び同条例附則第10項の3」と、「100分の0.4」とあるのは「この条の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率に10分の1を乗じて得た率」とする。

（和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第2条 和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例（平成20年和歌山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(不動産取得税の特別措置) 第 2 条 促進区域内において、当該促進区域に係 26 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）第 2 条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者（以下「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対しては、不動産取得税を課さない。	(不動産取得税の特別措置) 第 2 条 促進区域内において、当該促進区域に係 26 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）第 2 条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者（以下「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対しては、不動産取得税を課さない。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。